

2024年5月17日

参議院東日本大震災復興特別委員会 所信質疑 会議録抄

○鬼木誠 参議院議員 立憲民主・社民の鬼木誠です。

福島の復旧・復興に向けて、その大前提である廃炉、そして除染の課題について、機会があるごとに進捗状況や現状課題等について確認をしてきた。

ただ、廃炉や除染について先が見えない。ロードマップについても先送りされている状況で、現地の皆さんは展望を抱きづらく、悔しい思いで日々現実と向き合っているのではないか。

そういう状況で、特に福島第一原発で廃液の飛散あるいは汚染水漏れなどが続いており、現場の作業員の方が入院をする事態にまで発展している。こうした事件・トラブルは、日常の作業の管理が十分に行われてこなかったことに起因したものであり、今後の廃炉作業においても重大な事故につながりかねないこと、また、廃炉作業そのものへの信頼性を大きく損なうことにつながっていく、そして、政府の姿勢や東電の姿勢を問うことにつながっていく、そういう大きな問題だと自覚的しなければならない。

さて、廃炉作業について3月に、原子力損害賠償・廃炉等支援機構がデブリを固めて取り出すという新工法について提言した。この提言を受け、東電は2年以内にデブリ取り出しの具体案を詰めるという報道がされた。

このデブリを固めて取り出すという新工法の概要について伺う。

○川合現 経済産業省大臣官房福島復興推進政策統括官

東京電力福島第一原発の燃料デブリの大規模取り出しは、昨年3月から原子力損害賠償・廃炉等支援機構の小委員会において工法が検討されてきた。

同小委員会では、燃料デブリが気中に露出した状態で取り出す気中工法及び原子炉建屋内、建屋全体を覆い冠水させた状態で取り出す冠水工法という従来から議論されている工法に加え、充填材で燃料デブリを安定化させつつ、現場の放射線量を低減し、充填材ごと取り出す充填固化工法という工法についても検討が行われ、本年三月に報告書が取りまとめられた。

この報告書では、気中工法と充填固化工法の組合せによる設計検討、研究開発を開始することなどが提言された。

○鬼木誠 参議院議員

デブリの試験取り出しについては、既に3回延期をされ、当初から3年遅れている状況である。試験的取り出しさえうまくいっていない中で、内部の状況を十分に周知した上で、本格的な取り出しに向けた検討が本当にこの2年以内に収まるのか、実効的なあるいは実効性の高い検討結果を得ることができるのか、少し疑問を持っている。

試験的取り出しと並行して検討を行うとのことだが、この工法の今後の検討

の進め方について伺う。

○川合現 経済産業省大臣官房福島復興推進政策統括官

原子力損害賠償・廃炉等支援機構が取りまとめた報告書の提言を踏まえ、東京電力で取り出し工法の具体的な設計検討が開始された。

東京電力は、内部調査や研究開発等を通じて提言に示された設計検討の方向性を継続的に検証していくこととしており、1、2年程度掛けてその後の見通しを整理していく予定。内部の調査というのも引き続き重要であり、そういう知見も踏まえて検討していくことに今後なる。

こうした取組状況について同機構の小委員会がフォローアップを行うこととしており、経済産業省としても、燃料デブリの安全かつ着実な取り出しに向けてしっかりフォローしていきたい。

○鬼木誠 参議院議員

冒頭言ったように、本当に廃炉は進んでいくのかという不安を持った現地の皆さんの思いに応えるような検討を重ねてお願いしておく。

次の質問は、特定帰還居住区域への帰還について。

昨年の特措法の改正によって、拠点区域以外の帰還困難区域にも、住民の帰還意向があれば、除染あるいはインフラ整備を行い、帰還、居住ができるようになった。この帰還困難区域内の拠点区域外に避難指示解除をする、住民の帰還・居住をできるようにする特定帰還居住区域を設ける制度だが、市町村長が区域の設定や除染やインフラ整備など住宅環境整備に係る計画を作成して国に申請し、それを内閣総理大臣が認定する、というスキームになっている。

大熊、双葉、浪江、富岡の4町の計画が認定されて、国の方針に基づいて直ちに住民への意向確認調査が行われていると承知している。

この特措法の審議の際に、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握する方法について尋ねたところ、郵送でのアンケート、あるいは自治体と共同で行政区ごとに意見交換や座談会を複数回行うという答弁であった。

そこで、昨年度中に行われた意向調査の回収率、実施状況、について教えてください。

また、帰還の意向を確認するにとどまらず、避難されている皆さんが現状抱えている不安あるいは課題は何かを把握し、今後の復興をどう進めていくか、検討に活かすためにも回収率を上げていくことは必要である。

この回収率を上げるためこの間、どのような取組を行ってきたのか、そして、今後どのような方策を検討しているのか、教えてください。

○川合現 経済産業省大臣官房福島復興推進政策統括官

まず、大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町の帰還意向調査の回収率は、4町を平均して6割強となっている。

これまで、この帰還意向調査の実施に際して、各自治体と共同で自治体の行政区ごとに説明会を開催するなど、地域別に住民の御意向を丁寧にお伺いするよう取組を実施してきた。このような取組も反映されて、全体として6割強

という回収率だったと思っている。

一方で、委員御指摘のように、帰還意向調査の趣旨に鑑みれば、今後、より多くの住民の皆様にご回答いただくことが重要だと考えている。帰還意向調査は、各自治体のお考えを伺いつつ、複数回実施する方針である。政府としては、第2回目以降の帰還意向調査の実施に当たっては、引き続き、実施方法の詳細も含め、自治体とよく相談しながら、より多くの住民の御意向を丁寧にお伺いできるよう取り組んでいきたいと考えている。

○鬼木誠 参議院議員

特定復興再生拠点への帰還状況と、その現状をどう評価をしているのか教えていただきたい。

○桜町道雄 復興庁統括官

特定復興再生拠点区域は、除染やインフラ整備等の取組を進め、昨年11月までに6町村の同区域における避難指示が全て解除されたところ。

最新の各町村のデータによると、特定復興再生拠点区域における居住人口は、6町村合計で515人。これは、避難指示が解除されて間もないこともあり、各町村からは、それぞれが設定している特定復興再生拠点計画における目標と比較すると少ない状況であると報告をいただいている。

復興庁としては、この目標の実現に向け、引き続き、必要なインフラの整備や買物、医療、介護等の生活環境整備などの取組を進めてまいりたいと考えている。

○鬼木誠参議院議員

515人というのは帰還された方だけか、それとも新たに居住された方も含む数字か。

○桜町道雄 復興庁統括官

御指摘いただいた両方が合わさった数字であり、帰還された方のみの数字については、6町村で実は把握、公表していないところがあり、今、6町村全体で言ったときに、帰還の方、それから外から来た方、合計した居住人口で答えた。

○鬼木誠 参議院議員

意向調査では、帰還するかどうかの判断が付かないという回答をした方に、どうすることが理由かと尋ねている。

その上位には、医療機関の状況や、公共交通機関の状況、商業施設の充実や、どの程度ほかの住民の皆さんが戻るのかということが判断の基準になってくる。

安心して帰還できる判断ができ得るような状況をつくるのが政府の責務ではないかと思っている。

今回認定をされた計画の期間については、終期が2029年12月31日である。

短期での帰還開始目標設定という考え方、あるいは目標の捉え方、政府としての今段階での考え方について伺う。

○土屋品子 復興大臣

帰還を迷っている住民は結構いるようで、自治体からも話を聞いていると、医療が充実しているか、買物の便利さなど、生活のものが整うかなども気にしているようだ。それから、帰還を決めて友人たちが帰ると反対に不安になり、自分も帰ろうかなと悩んでいる方も多いと聞いている。

そういう意味では、この区域が決ったので、これからしっかりと帰れるような環境を整えていくことにより少しずつ増えてくるのではないかと考えている。

地元がどういうふうにしていきたいか、地元との調整が非常に重要だと思う。事業の優先順位や実施時期なども流動的に変わり得るものであり、国として、一元的に工程を国の方から押し付ける形というか、工程を公表することは難しいと考えるが、いずれにしても、地元と話し合いをしながら、各地の進捗を確認し、避難指示解除に向けて取組を進めてまいりたい。

○鬼木誠 参議院議員

福島への復旧復興に向けては除染が極めて重要である。全域での除染が政府の約束事であり、これは絶対に揺るがすことはできない。土屋大臣に伺うが、この約束は絶対に反故にしない、帰還困難区域全ての除染を必ずする、その決意と覚悟について。

○土屋品子 復興大臣

将来的に帰還困難区域の全ての避難指示を解除し、復興再生に責任を持って取り組むとの決意に揺らぎはない。

帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域外については、まずは2020年代に帰還意向のある住民の方々が全員帰還できるよう、特定帰還居住区域制度により除染やインフラ整備などの避難指示解除に向けた取組をしっかりと進めてまいりたいと考えている。